

北海道白老東高等学校 職員と生徒との連絡手段に関わる規程

(目的)

第1条 この規程は、本校における職員と生徒との連絡手段について適切な取り扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 連絡手段は、次に掲げる事項に留意して取り扱うものとする。

- (1) 学校や職員が、生徒から電話番号や電子メールアドレス等（以下、「電話番号等」という。）を取得することは、個人情報やその利用・管理に関して厳正な取り扱いに配慮する。
- (2) 生徒に対して授業や部活動、学校安全上の指導事項に関わる連絡を行うに当たり、携帯電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS等を活用することは、有効性や利便性があることから、個人情報の取得や利用に関して一定の制限を設ける。

(取得や提供する情報とその定義)

第3条 取得や提供する情報について、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 生徒から取得する情報の種類は、携帯電話番号、携帯電話の電子メールアドレス、SNS等とする。
- (2) 電話番号等を取得する対象となる範囲は、担任する学級の生徒、顧問をする部局活動の生徒に限る。
- (3) 職員が生徒等に対し自己の電話番号等を提供する際は、校務運営上必要な場合に限る。また、校長の許可を得ること。（様式1を提出）

(電話番号等の取得)

第4条 電話番号等の取得について、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 職員が生徒から携帯電話番号、携帯電話の電子メールアドレス、SNSのアカウント等の個人情報取得する際は、校務運営上必要な場合に限る。また、校長の許可を得ること。

(様式2を提出)

- (2) 職員が生徒から携帯電話番号、携帯電話の電子メールアドレス、SNSのアカウント等の個人情報取得する際は、保護者に連絡した上で、校長の許可を得ること。

(3) (2)に関し、基本は保護者より同意書を回収することとするが、これに難しい場合、電話連絡で同意を得るか、または教育支援クラウドサービスで同意を得ること。（様式3を回収、またはフローチャート参照）

- (4) 特に、SNSのアカウント等の個人情報取得する際は、北海道教育委員会「懲戒処分の指針」（令和7年3月18日一部改正）の第2の33に基づき、適切に管理職員に報告すること。

(取得した情報等の利用)

第5条 電話番号等の利用について、次の掲げる事項に留意する。

- (1) 教職員と生徒の間で、電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS等による連絡内容の範囲は、授業、部局活動、安全上の緊急連絡に限る。私的な連絡等での利用は、行わないこと。
- (2) 生徒から、メール等を利用して、個人的(私的)な悩みなどについて相談があった場合の対応については、複数の教員によって直接面談の方法をとることとする。

(電話番号等の削除)

第6条 電話番号等の削除について、次の掲げる事項に留意する。

- (1) 担任は、取得した情報を担任業務が終了時点で削除する。
- (2) 部局活動顧問は、取得した情報を部局所属終了時点で削除する。

附 則 この規程は、平成27年6月1日から施行する。

令和7年4月28日 一部改正

様式 1

校長	教頭	事務長	担当

教職員と生徒との連絡手段の提供申請（教職員から提供する際）

提供申請者	
提供目的	☐ 授業等変更連絡 ☐ 安全上の緊急連絡 ☐ 部局活動変更連絡
提供種類	☐ 携帯電話番号 ☐ 電子メールアドレス ☐ SNSアカウント等
提供対象生徒	☐ 学級 年 組 名 ☐ 部局 部・局
提供期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

様式 2

校長	教頭	事務長	担当

教職員と生徒との連絡手段の取得申請（生徒から取得する際）

申請者	
取得目的	☐ 授業等変更連絡 ☐ 安全上の緊急連絡 ☐ 部局活動変更連絡
取得種類	☐ 携帯電話番号 ☐ 電子メールアドレス ☐ SNSアカウント等
取得対象生徒	☐ 学級 年 組 名 ☐ 部局 部・局
取得期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

令和〇年（2025 年）〇月〇日

保護者各位

北海道白老東高等学校長 ○○○○

北海道白老東高等学校 職員と生徒との連絡手段に関わる規程に係る同意書について

日頃から本校の教育活動推進にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本校では、職員と生徒との連絡手段について適切な取り扱いに関し、上記規程の下、管理職員の許可を得て職員と生徒の連絡先を共有しているところでございます。

このことについて、下記の通り、校務運営上の必要な範囲で、お子様と下記職員が連絡先を共有したいと考えておりますので、同意いただける場合は、署名の上、担当までご提出いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

担当職員名	
取得目的	☐ 授業等変更連絡 ☐ 安全上の緊急連絡 ☐ 部局活動変更連絡
取得種類	☐ 携帯電話番号 ☐ 電子メールアドレス ☐ SNSアカウント等
取得期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

・ ・ ・ ・ ・ 切り取り ・ ・ ・ ・ ・

北海道白老東高等学校 職員と生徒との連絡手段に関わる規程に係る同意書

上記について同意します。

生徒氏名

保護者氏名 _____

(提出) 生徒→担当者→教頭

※同意されない場合は、お手数ですが担当まで連絡をお願い致します。

(フローチャート)

北海道白老東高等学校 職員と生徒との連絡手段に関わる規程

保護者から同意を得るとき

生徒に趣旨と規程の説明、任意であることを伝える。

同意書(様式3)
を配布・回収する。

yes

no

教頭へ報告し、以後
連絡先は取得しない。
(終了)

保護者に電話連絡で
同意を得る。
(可否どちらの場合も
記録を取る)

yes

no

保護者にクラッシーで
同意を得る。
(可否どちらの場合も
記録を取る)

yes

no

教頭へ報告し、様式1、2を決裁後、規程に則い運用する。